

令和 7 年 7 月吉日

PTA会員各位

小平第三小学校PTA

PTA総合補償制度・加入のお知らせ

(団体契約者:一般社団法人全国PTA連絡協議会)

本校PTAでは日々のPTA活動で起こりうる様々な事故に備えるため、各種補償制度に加入をしています。以下、概要を記しましたのでご確認くださいませようお願いいたします。

1. PTA団体傷害保険について

●概要 下記被保険者がPTAの主催・共催する行事において急激な外来の事故により被ったケガに対する補償です。

●保険期間 2025 年 7 月 1 日午後 4 時～2026 年 7 月 1 日午後 4 時

●被保険者の範囲

- ①PTA会員(父母会員・教師会員)
- ②児童(災害共済給付制度の対象となる場合を除く)
- ③PTA会員の同居の親族
- ④PTA行事への参加が事前に認められたボランティアなど

●補償範囲 PTA行事に参加中およびPTA行事に参加するための往復途上

●保険金額

補償内容	保険金額(1名あたり)
死亡・後遺障害保険金	345万円
入院保険金日額	2,500円
通院保険金日額	1,500円

■保険金お支払い例

- ・周年行事にて会場の設営準備中ケガをした
- ・体育祭父母参加行事にて転倒ケガをした
- ・PTA役員会への往復途上、交通事故にあい負傷した

■保険金をお支払いできない主な場合

故意、自殺、犯罪、闘争行為、脳疾患、疾病、心神喪失・地震、噴火、津波、むちうち症、腰痛など
医学的他覚所見のないものなど

2. PTA賠償責任保険について

- 概要 PTA活動においてその管理・運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物を壊した場合、また第三者より借用した用品・備品を管理中に損害を与えたことにより生じる法律上の賠償責任補償です。

- 保険期間 2025 年 7 月 1 日午後 4 時～2026 年 7 月 1 日午後 4 時

- 保険金額

項目	保険金額		免責金額
身体賠償	1名あたり	5,000万円	1,000 円
	1事故あたり	3億円	
財物賠償	1事故あたり	500万円	1,000 円
受託物賠償	1事故あたり	10万円	5,000 円
	期間中	1,000万円	

■保険金お支払い例

- ・PTAソフトボール大会にて打球が駐車中の車両を損壊させた
- ・周年行事にて会場設営中、誤って会場の設備を壊してしまった。

■保険金をお支払いできない主な場合

故意、地震、噴火、洪水等の天災、自動車、バイク等車両の所有・使用・管理に起因する賠償責任、生計をともしにする親族への賠償責任、仕事上の賠償責任・被保険者の専有を離れたものまたは飲食物に起因する賠償責任など

■事故が発生した場合は、まずは PTA 本部までご連絡をお願いします。

メール：kodairasansho.pta@gmail.com

■急を要する場合は、下記、**損害保険ジャパン 事故サポートセンター**までご連絡をお願いします。

<24 時間 365 日受付>

0120-727-110 事故サポートセンター

(学校名・事故の日時、場所など詳しく保険会社担当者へお伝え下さい)

この保険に関するお問い合わせ先

〔取扱代理店〕
株式会社インターフィールド・トラスト
〒123-0863 東京都足立区谷在家 1-23-11-701
TEL 03-3857-9398

〔引受保険会社〕
損害保険ジャパン株式会社
〒103-8255 東京都中央区日本橋 2-2-10-3F
TEL 03-3231-4120